0207.24 ～ 0207.60		［略］			0207.24 ～ 0207.60		［同左］		
02.08 ～ 02.10		［略］			02.08 ～ 02.10		［同左］		
第３類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 注 ［略］ 備考 １　第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。					第３類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 注 ［同左］ ［新規］				
03.01		魚（生きているものに限る。） ［略］			03.01		魚（生きているものに限る。） ［同左］		
0301.11		［略］			0301.11		［同左］		
0301.19		［略］ ―その他の魚（生きているものに限る。）			0301.19		［同左］ ―その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91		［略］			0301.91		［同左］		
0301.92		［略］			0301.92		［同左］		
0301.93	000	――こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）		ＫＧ	0301.93	000	――こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）		ＫＧ
0301.94 ～ 0301.99		［略］			0301.94 ～ 0301.99		［同左］		
03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） ―さけ科のもの（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）			03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） ―さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
0302.11 ～ 0302.19		［略］ ―ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）			0302.11 ～ 0302.19		［同左］ ―ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		
0302.21 ～ 0302.29		［略］ ―まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）			0302.21 ～ 0302.29		［同左］ ―まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）		
0302.31 ～ 0302.39		［略］			0302.31 ～ 0302.39		［同左］		